

随意契約の相手方及び理由等（物品関係）

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和7年4月3日	
契 約 件 名	放射光XAFS-CTナノイメージング装置ZPステージ修理 一式	
契 約 金 額	8,998,000円	
契 約 の 相 手 方	東京都千代田区麴町2-10-9 カールツァイス(株)	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第二係 Tel 029-864-5166	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第一号	契約の性質又は目的が競争を許さないとき
契 約 の 概 要	本件は、正常に機能しなくなった放射光XAFS-CTナノイメージング装置のZP(ゾーンプレート光学素子)ステージの修理を行うものである。	
随意契約の理由	本件の放射光XAFS-CTナノイメージング装置は、ドイツ国カールツァイスマイクロコピー社によって設計、製作されたものであり、カールツァイス株式会社はカールツァイスマイクロコピー社の日本総代理店である。そのため、同社は本装置の設計・製造及び試験データ等、装置全体に関する詳細な資料をカールツァイスマイクロコピー社と共有している日本唯一の者である。 従って、本装置の構造、機能、特性等について細部にいたるまで熟知し、本件の修理を行うことができるに足る技術と信頼性を有する者はカールツァイスマイクロコピー社の日本総代理店である同社において他には無く、また、本修理をカールツァイスマイクロコピー社の代理として請け負うことにより、本検出器の性能と保証を確保することができる。 以上の理由から、カールツァイス株式会社と随意契約したものである。	